

【一般社団法人品質工学会/規程】規 0001 号

定款運用細則

主管 総務部会

制定 2016年9月22日

改定 2022年9月14日

第1章 総則

(本細則の目的)

第1条 この細則は、一般社団法人品質工学会（以下「この法人」という。）定款第47条(細則への委任)の規定により、この法人の運営のために必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的および事業

(目的) …………… 定款 第4条

第2条 この法人「品質工学会」の目的を広く知らしめるために、理念、ビジョン、行動指針、共有価値を記した「理想を目指して 新たな品質工学の道 …… 品質工学会の目指すところ、大切にすること」のリーフレットを制作し、学会運営の根幹として内外に周知する。

(表彰) …………… 定款 第5条 第3項

第3条 品質工学研究発表大会における優秀な発表に対し発表賞を、品質工学会誌に掲載された優秀な論文に対し論文賞を授与する。
なお、発表賞を受賞した内容の論文も、論文賞の選考対象とする。

第3章 会員

(入会金) …………… 定款 第7条 第1,2項

第4条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金 2,000 円
- (2) 学生会員 金 1,000 円
- (3) 賛助会員 無料

2. 但し、既入会会員の所属団体から、会員としての個人を交代させたい(引継ぎ)と申し出があり、妥当と認められた場合には、入会金を免除する。

(会費) …………… 定款 第8条

第5条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円/年 (海外会員は計 12,000 円/年、⇒第2項参照)

- (2) 学生会員 3,000 円/年 (海外会員は計 5,000 円/年、⇒第 2 項参照)
 - (3) 賛助会員 1 口 150,000 円/年 (1 口以上)
 - (4) 名誉会員 免除
2. 海外を居住地(送付先住所)とする会員に対しては、学会誌送付等の経費増分を賄うため、会費に 2,000 円を加算した額(円建て)を請求する。
3. 会員は、前項の会費を事業年度開始月である 4 月の末日までに納入しなければならない。
4. 事業年度の途中で入会した場合は、当該年度の会費の額は次のとおりとする。
- (1) 4 月から 9 月までに入会した場合 年額の 100%
 - (2) 10 月から 3 月までに入会した場合 年額の 50%

(会員の特典)

第6条 会員は、この法人が刊行する学会誌等の配布およびイベント等の参加費の割引を受けることができる。

2. 賛助会員は、口数に応じて、次の特典を受けることができる。
- (1) 学会誌 2 冊
 - (2) 発表大会参加 1 名
 - (3) 発表大会予稿集 1 冊
 - (4) 講演会等の割引 1 名
 - (5) 解析ツール等 1 ライセンス以上 (対象ごとに設定)

(支援会員)

第7条 1 年間に 1 万円以上の寄付を行った個人に、1 事業年度を限度に、支援会員の称号を授与する。

2. 支援会員の称号は、会員又は会員以外の者の善意に敬意を表するものであり、前条に定める会員の特典等は、支援会員はこれを有しない。

(名誉会員の推薦) …………… 定款 第 7 条 第 3 項

第8条 名誉会員は、会員の発意を検討の上、会長が判断し推薦する。その基準については別途定める。

(会員資格喪失者の扱い) …………… 定款 第 11 条 第 1 項

第9条 定款 第 11 条 第 1 項「会費の納入が継続して 2 年なされなかったとき。」による会員資格喪失者の再入会は原則として許可しない。ただし、特別の理由のある場合は、会長の判断により許可することができる。

第4章 代議員

(代議員の選出) …………… 定款第6条 第4項

第10条 代議員を選出する方法は、正会員および名誉会員による選挙制度とする。

2. 選挙管理委員会の設置と活動を含む選挙制度の詳細については、「代議員選挙規程」を参照。

第5章 役員

(役員を選任) …………… 定款 第23条 第3項

第11条 役員(理事および監事)候補は、会長および会長の指名者で構成される推薦委員会が選定し、理事会の承認を経て、総会で選任決議を受けることとする。

2. 候補の選出方法の詳細については別途定める。

第6章 業務執行組織と主要な会議体

(執行組織体)

第12条 本学会を円滑に運営し、目的に向けた活動を実施するため、会長の下に3つの統括部を核とする下記の部会/委員会を設置する。

2. 会長直轄組織

- (1) 総務部会 …… 3統括機能をはじめとする学会活動全般のサポートおよび管理
- (2)

田口の考え方の体系化委員会 …… V30での「田口の考え方構造化」の継続

- (3) 特命研究委員会 …… 会長特命テーマの研究の実施

3. 運営統括部 …… 事業、出版、審査、広報の4部会で学会運営に関わる活動の実施

- (1) 事業部会 (企業交流会企画委員会、教育普及委員会、経営委員会、新規事業委員会)
- (2) 出版部会 (編集委員会)
- (3) 審査表彰部会 (論文賞、発表賞、田口賞、日本規格協会理事長賞、学生賞の各賞審査委員会)
- (4) 広報部会 (インターネット運営委員会)

4. 組織統括部 …… 研究会、学校、企業を対象に、各領域における会員サービス向上及び会員数拡大のための方策の企画、実行

- (1) 研究会連携委員会
- (2) 学校教育委員会
- (3) 企業普及委員会

5. 技術統括部 …… 品質工学の研究及び発表大会に関する企画立案と運営

- (1) 発表大会実行委員会

- (2) 戦略大会実行委員会
- (3) 技術向上委員会 (品質工学の体系化と革新、分科会運営)
- (4) 国際化対応委員会

6. その他

- (1) 名誉会員の会…………… 品質工学会に対する助言機関
- (2) 選挙管理委員会 …… 代議員選挙の管理監督機関

(主要会議体)

第13条 定款に定められた総会、理事会の他に、以下の会議体を常設する。

- (1) 部会長会議……事業計画の具体的な企画運営に関する議論, 情報共有 (毎月開催)
- 2. また、会長の意志により、下記の会議体を設置することが出来る。
 - (1) 諮問会議……会長の諮問機関として、組織的課題(中長期的課題)を重点に方針を論議

(主要会議体の議事録) …………… 定款 第 21 条、第 36 条

第13条 定款に定められた総会および理事会の議事録と、本細則で常設とした部会長会議の議事録について、それらの発行フローと開示範囲を【附録 2】の図表に定める。

(規程類の制定/改定) …………… 定款 第 32 条、第 35 条

第14条 定款に準ずる「規程・細則・基準・要領・要綱」の制定または改定の手続きと、その承認機関および開示範囲を【附録 1】の図表に定める。

第 7 章 運用管理

(疑義の解釈)

第15条 本規程の解釈、運用に疑義が生じた場合は、法令、規約(定款)および諸規程に別段の定めある場合を除き、執行組織責任者が総務部会と協議のうえ、解釈を決定/運用する。

- 2. 上記の疑義による解釈の見直しがあった場合、その顛末を理事会または部会長会議に報告する。

(改廃)

第16条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第 2 条に規定する会費の金額の変更については、社員総会の承認がなければその効力を有しない。

付則

- 1. 本規程は、2016 年 9 月 22 日より施行する。

改定記録

- ◇ 2016年9月22日
理事会の承認により制定。
- ◇ 2017年9月14日
2016年9月から2017年8月までの部会長会議承認事項および理事会決議事項を追加。理事会の承認により改定。諮問会議の位置づけを常設から特設に変更。
- ◇ 2018年9月13日
2018年度総会で決議された執行体制の改編に基づき関連条項を改定すると共に、入会金の取り扱いを実態に即して改定、また役員の方において条文の見出しを(役員を選出)から(役員を選任)に、条文も即して改定。
- ◇ 2019年3月14日
会員資格喪失者の扱いについての条項を追加。
- ◇ 2020年9月10日
第7,11,13,14条の文言の表現と誤記を修正。
- ◇ 2021年3月9日
第6条第2項の賛助会員の特典に解析ツール等を追加。
- ◇ 2021年9月8日
第5条(2)学生会員の節に海外居住会員についての徴収額を、さらに第2項として海外居住会員にたいする増額分について明記。また(4)名誉会員の節を追記。
- ◇ 2022年9月14日
2022年度総会で決議された執行体制の改編に基づき第6章の関連条項を改定。
- ◇

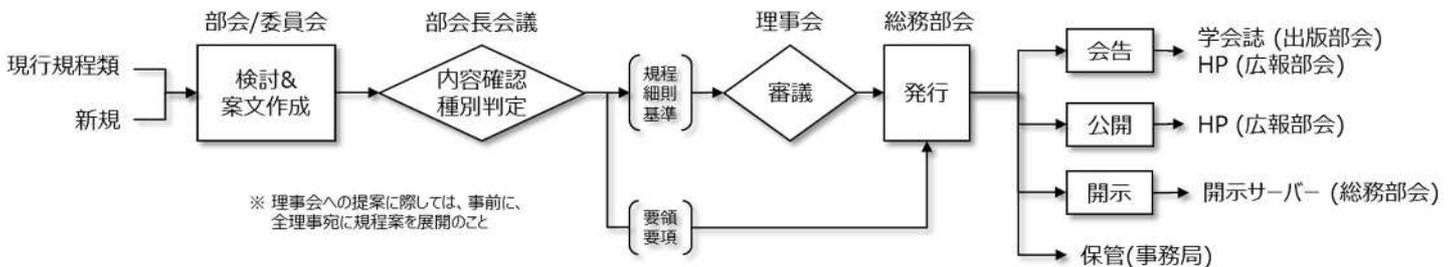
【 附録 1 】 規程類の種別と制定フローおよび開示範囲

附表 1.1 「規程類」の種別と内容

承認	種別	内容	例
理事会	規程	一定の目的のために設けられた複数の規定(条項)を体系的にまとめたもの	理事会規程、投稿規程、表彰規程、代議員選挙規程、旅費規程など
	細則	定款、規程で定められた事項についての、具体的な取り扱いを定めたもの	定款運用細則、〇〇規程細則など
	基準	査読、表彰、任用などの重要な判断についての観点とレベルを定めたもの	審査基準、理事推薦基準など
部会長会議	要領	やり方について定めたもの	学習指導要領、〇〇運営要領
	要項	実務上必要とされる具体的な手続き	募集要項、執筆要項

附表 1.2 「定款および規程類」の開示範囲の原則

	開示対象者 (△: 請求があった場合のみ個別に開示)				
	理事・監事	部会/委員会	代議員	会員	会員外
定款	○	○	○	○	○
規程・細則・基準	○	○	○	○	△
要領・要項	○	○	○	△	△
	開示サーバー			学会誌、HP	

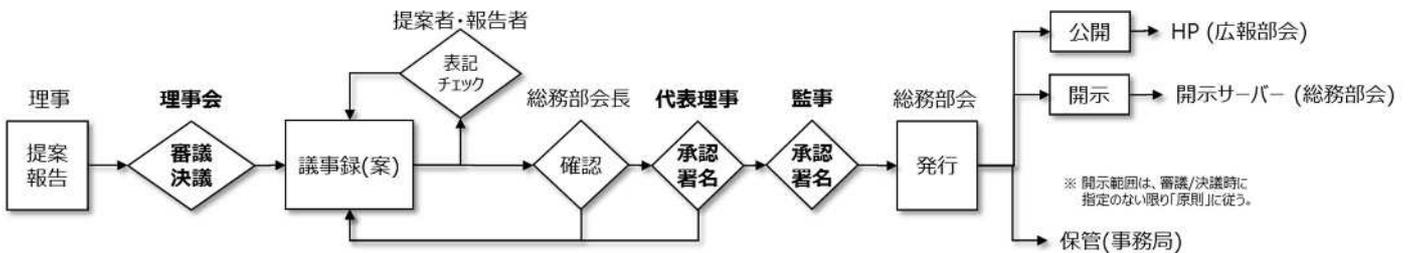


附図 1.1 規程類の改定・制定のフロー

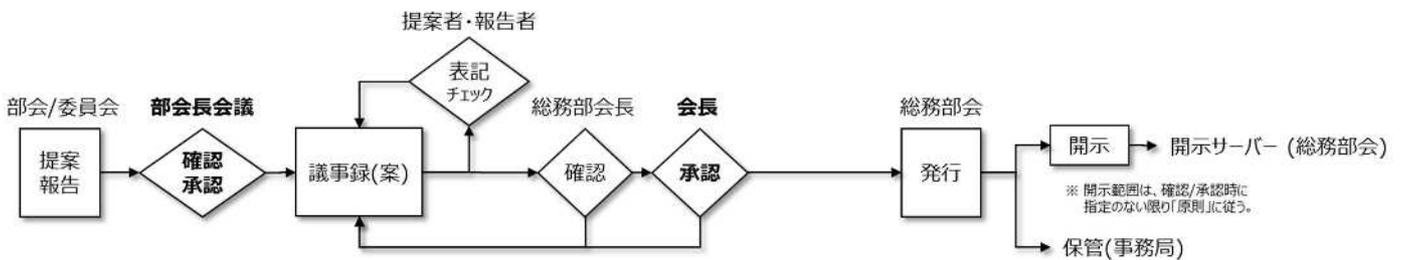
【 附録 2 】 理事会および部会長会議の「議事録&資料」の発行フローおよび開示範囲

附表 2.1 「議事録&資料」の開示範囲の原則

		開示対象者 (△: 請求があった場合のみ開示)				
		理事・監事	部会/委員会	代議員	会員	会員外
理事会	議事録	○	○	○	○	○
	資料					△
部会長 会議	議事録			○		
	資料(一般)	○	○		△	×
	資料(運営用)			△		
		開示サーバー			学会誌、HP	



付図 2.1 理事会「議事録」の発行&開示フロー



付図 2.2 部会長会議「議事録」の発行&開示フロー